

委員 長 報 告 書

さる 9 月 16 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 13 号 市道路線の認定について
を審査するため、9 月 21 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いた
します。

記

議案第 13 号は、新国道 371 号バイパスが完成したことから、当該旧国道
を市に移管し市道認定するものであり、従来 1 路線であったものを県道二
見御幸辻停車場線との交差部分において管理区分を明確にするため 2 路線
に分けて認定を行うものである。なお、今回、市は市道認定のみを行い、
市道としての供用開始は、現在の管理者である和歌山県が行う修繕工事等
が完了した時点となる。委員会は現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、県による修繕工事について ただしがあり、今までに県と市
双方の担当で修繕箇所を確認を行ったうえで県による工事が概ね終了し
てきている。今後も必要と考えられる修繕箇所については、県に対し依頼
をしていく との答弁がありました。